

指定管理者制度導入に関する方針

平成 17 年 8 月

西 之 表 市

目次

1 . この方針の位置づけ	1
2 . 指定管理者制度の概要	1
(1) 制度の目的	
(2) 制度の仕組み	
(3) 従来 of 管理委託制度との違い	
(4) 制度導入によって期待される効果	
3 . 公の施設の定義	2
4 . 制度導入に向けた基本的な考え方	3
(1) 公の施設のあり方	
(2) 制度適用の考え方	
(3) 制度導入の手続き	
条例の制定	
(ア) 条例の制定方法	
(イ) 関連条例等の整備 (個人情報保護、情報公開等)	
指定管理者の募集	
(ア) 募集方法	
(イ) 募集要項に規定する事項	
(ウ) 申請の資格	
(エ) 募集期間	
(オ) 募集事務	
指定の期間	
選定方法	
(ア) 選定委員会の設置	
(イ) 選定基準	
(ウ) 選定の特例	
協定の締結	
(ア) 協定の基本的事項	
(イ) 指定管理料 (経費の負担) の取扱い	
(ウ) 利用料金制度の取扱い	
制度の適正な運用	
(ア) 事業報告書の提出	
(イ) 管理業務の監督	
(ウ) 指定の取消し等	

1. この方針の位置づけ

この方針は、平成15年9月に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、地方公共団体が設置する公の施設の管理に指定管理者制度が導入されたことに伴い、本市の公の施設について、効率的な管理運営および市民の利便性向上を図るため、制度の効果的な運用に向けて市としての基本的な考え方を定めるものです。

具体的には、本市の公の施設の現状を踏まえたうえで、制度適用の判断基準や制度を導入するにあたって必要となる基本的事項について規定し、制度導入への全庁的な取り組みと円滑な対応を図ります。

なお、この方針については、制度の定着と充実を図るため、継続的に検証を行い、必要に応じ見直していくこととします。

2. 指定管理者制度の概要

(1) 制度の目的

公共サービスに対する住民ニーズが多様化する中で、行政がこうしたニーズに対して、より効果的・効率的に対応していくために、公の施設の管理について民間事業者等の有するノウハウを広く活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的としています。

(2) 制度の仕組み

(条例の制定)

指定管理者制度を導入するにあたって条例に次の事項を定める必要があります。

指定の手續（申請、選定基準、事業計画の提出等）

指定管理者が行う管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件等）

指定管理者が行う業務の具体的範囲（施設・設備の維持管理、個別の使用許可等）

(指定管理者の指定)

指定管理者の指定にあたっては、次の事項について議会の議決が必要となります。

指定管理者に管理を行わせようとする「公の施設」の名称

指定管理者となる団体の名称

指定の期間

(指定管理者の権限の範囲)

「指定」により施設の管理権限は指定管理者に委任されます。指定管理者は、条例の定めるところにより、施設の使用許可を行うことができます。ただし、使用料の強制徴収、不服申立てに関する決定、行政財産の目的外使用許可などは行うことができません。

(経過措置)

現在管理委託を行っている施設については、法施行日（平成15年9月2日）から3年間の

経過措置がとられており、平成18年9月1日までに指定管理者制度に移行するか、直営とするかを決定しなければなりません。また、現在直営の施設についても、今後の方針を検討する必要があります。

(3) 従前の管理委託制度との違い

従前の管理委託制度では、公の施設の管理の受託主体は公共的団体等によりのみ限定されていましたが、法改正により受託主体について制限がなくなり、民間企業やその他の団体等を含めて参入できることとなりました。また、管理委託制度では行うことができなかった施設の使用許可処分が認められることとなりました。

(4) 制度導入によって期待される効果

前述のとおり、新制度では、管理の受託主体の範囲や管理権限の範囲が拡大されたことにより、事業者の創意と工夫で効率的・効果的な施設運営が可能になります。

住民にとっては「施設のサービス向上」、自治体にとっては「住民ニーズへの効果的対応、施設管理の効率化、経費削減」、民間事業者にとっては「公共分野での事業機会の拡大」等が期待できます。

3. 公の施設の定義

公の施設とは、地方自治法第244条第1項に規定する「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設」であり「その設置及び管理に関する事項」は条例で定めなければならないとされています。

指定管理者制度の適用については、「公の施設」に限定されるため、「公の施設」に該当しないものについては、制度の導入対象となりません。「公の施設」に該当するかどうかは次の5点により判断します。

(公の施設の要件)

住民の福祉を増進する目的をもって設けるものであること

…競輪場や競馬場など財政上の必要で設けられる施設等は公の施設ではない

住民の利用に供するためのものであること

…庁舎や給食センターなど市の業務を行うもので、住民の利用に供しない施設は公の施設ではない

当該地方公共団体の住民の利用に供するためのものであること

…西之表市に住所を有する者を主たる利用対象者とする

施設であること…物的施設を中心とする概念

普通地方公共団体が設けるものであること

…国その他の公共団体が設置するものは公の施設ではない

4. 制度導入に向けた基本的な考え方

公の施設の管理については、施設の設置目的に留意し、施設そのものの必要性や効率的な管理運営のあり方を検証したうえで、制度適用の可否を検討し、指定管理者に管理を行わせることが効果的であると判断した施設については、積極的な制度活用を図っていくものとします。

(1) 公の施設のあり方

施設を所管する課等において、当該施設の設置目的や利用者の視点に立った管理運営になっているかなどを十分に検証し、公の施設としての機能が失われたと判断される施設等については、廃止や民間への譲渡、または統廃合などを検討することとします。

(廃止、譲渡、統廃合の検討対象となる施設)

- 設置目的を達成した施設
- 設置目的が陳腐化している施設
- 類似の施設を国・県又は民間が設置している施設
- 利用状況が著しく低く、今後もその状況が改善される見込みのない施設
- 実質的に利用者が特定され、今後もその状況が改善される見込みのない施設

(2) 制度適用の考え方

公の施設の管理について、指定管理者制度を適用するか否かについては、以下の観点から総合的に判断するものとします。

(直営で管理しなければならない公の施設、または直営の管理が望ましい公の施設)

- 法令により管理者が公共に限定される施設（学校など）
- 高度な中立性や厳格な個人情報管理が求められる施設
- 市民にとって特に重要なサービスを提供する施設で、市が責任をもって直接提供する必要がある施設
- 政策的な企画立案や調査研究を実施し、施設管理と分離することができない施設
- 短期のうちに廃止するなど政策の方針変更が見込まれる施設
- 民間事業者や団体等が管理することに市民の理解が得られない施設
- 直営のほうが低価なコストで管理できることを客観的に証明できる施設

(指定管理者による管理が望ましい施設)

単純な管理業務で、政策の方針変更等があまり予想できない施設

市以外にも類似の施設を設置するものがある施設

使用料・利用料により管理運営を行う収益的施設

民間事業者や団体等が保有する特別な技術・知識・ノウハウの活用により、サービスの向上や利用者の増大が期待できる施設

民間事業者や団体等が管理運営すれば、コスト低減が見込まれる施設

ただし、指定管理者による管理が望ましい施設であっても、地域活性化の視点から市内の事業者および団体による管理運営を目指す施設で、市内にそのような受託能力を有する事業者が存在しない場合、もしくは活動基盤が必ずしも強固でない団体に管理運営を委ねようとする場合は、直ちに指定管理者制度を適用せず、当面は業務委託を先行して実施し、指定管理者となり得る事業者および団体を育成、支援しながら、その実績を見極めた上で指定管理者制度への移行を検討していくこととします。

(3) 制度導入の手続き

条例の制定

(ア) 条例の制定方法

制度の導入に伴い必要となる条例の制定・改正については、本市の公の施設全般に共通するものとして、指定管理者の募集や選定方法等、指定の手續に関する統一した基準を基本条例で制定するものとし、管理の基準や業務の範囲などは、個々の施設の設置条例を改正して定めるものとします。

なお、直営管理とする公の施設についても管理委託規定を削除するなどの条例改正が必要です。

(イ) 関連条例等の整備(個人情報保護、情報公開等)

利用者の個人情報の適正な取扱い、および管理運営業務に関する積極的な情報公開のため、個人情報保護条例および情報公開条例に指定管理者に関する規定を設け、指定管理者においても必要な措置を講ずるよう努めてもらうものとします。

指定管理者の募集

(ア) 募集方法

指定管理者の募集については、原則公募としますが、施設の設置目的、利用状況、業務内容等を考慮し、公募による指定管理者の選定が困難と認められる施設または特定の団体に管理を行わせることが適当であると判断される施設について

は、公募せずに特定の団体を選定することができるものとします。

ただしこの場合にあっても、当該団体に必要書類の提出を求め、指定管理者の選定基準に基づく審査を行ったうえで選定するものとします。

(関連...P7 選定の特例)

(イ) 募集要項に規定する事項

募集要項に規定する事項は概ね次のとおりとし、施設の性格等を勘案して施設ごとに設定するものとします。

公の施設の概要

(名称、所在地、建物概要のほか、当該施設の前年度における利用者数、管理経費その他運営に係る事項)

指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

選定の基準

利用料金に関する事項

指定管理者を指定して管理を行わせる期間(指定の期間)

申請の資格

申請を受け付ける期間

申請に必要な書類

その他市長等が別に定める事項

(ウ) 申請の資格

申請者の資格は、次に掲げる事項のほか、施設の性格等を勘案して施設ごとに設定します。

団体であること(法人格の有無は問わないが、法律上、個人は指定管理者になることはできない。)。

団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたこと

- があり、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4(一般競争入札の参加資格)の規定に抵触することとなる者
- ・ 国税及び地方税等を滞納している者

(エ) 募集期間

十分な情報を提供するため及び事業者が事業計画書等を作成する期間等を考慮し、30 日以上を原則とします。

また、必要に応じ公募の趣旨、目的、業務の内容や申請方法について説明会を開催することとします。

(オ) 募集事務

募集要項の作成、募集の周知、応募者への説明、申請書受付等募集に関する事務は当該施設を所管する課において行います。

指定の期間

サービスの継続性と安定性を確保しながら、計画的な管理運営を実施するため、指定管理者を指定する期間は原則として、3~5 年間とします。ただし、各施設の性格、運営状況等に鑑み、施設ごとに適切な期間を定めることもできることとします。

選定方法

(ア) 選定委員会の設置

指定管理者となるべき候補者の選定にあたっては、指定手続の公平性、透明性を担保するため、外部委員を含む「指定管理者選定委員会」を設置します。

なお、選定委員会の会議については、率直な意見交換が損なわれるおそれがあること、また、応募事業者等の技術情報や信用情報にかかる内容が取り上げられる可能性があるため、会議そのものは非公開とします。

ただし、選定結果および選定理由については、選定過程の透明性、公平性を確保し市民への説明責任を果たす意味からも、市ホームページや広報紙等を通じて随時公表するものとします。

(イ) 選定基準

審査にあたっては、以下のような選定基準をあらかじめ設定し、総合的な観点から評価し、最も適当と認められる団体を選定することとします。なお、詳細な評価項目は選定委員会において別途定めるものとします。

事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
その他市長等が当該公の施設の性格又は目的に応じて別に定める事項

(ウ) 選定の特例

指定管理者となるべき候補者の選定に際して、次に該当する事態が生じた場合は、当該施設の設置目的を達成することができると判断される市の出資法人や公共団体、公共的団体および民間事業者等を指定管理者の候補者として選定することができることとします。ただし、この場合にあっても、当該団体に必要書類の提出を求め、選定基準に照らし総合的に判断するものとします。なお、該当する団体がない場合は、直営(一部業務委託含む)による管理とし、指定管理者となり得る団体の育成、支援を行いながら指定管理者制度への移行を検討していくものとします。

(関連...P4 募集方法)

公募による申請がなかった場合

選定基準に照らし適当と認められる団体等がなかった場合

指定管理者の候補者に選定されたものを指定することが不可能となった場合

(議会による指定議案の否決、団体等の倒産または解散等)

協定の締結

(ア) 協定の基本的事項

指定管理者が行う管理業務等の詳細な事項については、市と指定管理者の間で協定を締結します。

標準的な協定書の内容は、概ね次のとおりとし、指定期間全体にかかる包括的な協定を締結することとしますが、単年度ごとに実施する内容を具体的に協定で定める必要がある場合は、包括的な協定と単年度協定を締結することとします。

施設の概要(施設の名称、規模、開館時間、休館日など)

指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

指定期間に関する事項

事業計画に関する事項

利用料金に関する事項

事業報告に関する事項

市が支払うべき管理費用に関する事項

指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

個人情報保護に関する事項

管理を行うにあたって保有する情報の公開に関する事項

事故及び損害の賠償に関する事項
その他市長が別に定める事項

(イ) 指定管理料（経費の負担）の取扱い

指定管理者が管理を行うために必要な経費は、施設の特性に応じて次のいずれかの方法により取り扱います。

すべて設置者たる市からの支出金で賄う

すべて利用料金で賄う

市からの支出金と利用料金で賄う

(ウ) 利用料金制度の取扱い

利用料金制度をあわせて導入することにより、効果的・効率的な施設の管理運営及び市民サービスの向上が図られると認められる施設については、利用料金制度の導入を検討することとします。

* 「利用料金制度」・・・ 地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定により、指定管理者が施設の利用に係る料金を収入として収受できる「利用料金制度」を導入することができるとされています。この制度は、施設の管理運営にあたり、指定管理者の自主的な経営努力を發揮しやすくし、また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図る観点から設けられたものであり、その導入にあたっては施設の性格、設置の趣旨等を踏まえ、個々に判断すべきものと考えられています。

制度の適正な運用

(ア) 事業報告書の提出（地方自治法第 244 条の 2 第 7 項）

指定管理者は、毎年度終了後に、その管理する当該施設の管理業務の適正を期するために、管理業務の実施状況、利用状況、収支状況などを記載した事業報告書を作成し、市に提出することが義務づけられています。

年間の事業報告書の提出は年度終了後 30 日以内としますが、管理運営の状況を把握するため、定期的に事業報告を求めることもできるものとします。

(イ) 管理業務の監督（地方自治法第 244 条の 2 第 10 項）

公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に、当該管理業務又は経理の状況に関する報告を求め、定期及び随時に実地について調査し、又は必要な指示を行うことができます。

(ウ) 指定の取消し等（地方自治法第 244 条の 2 第 11 項）

指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。